

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第25、議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

議案第25号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約の制定について提案説明を申し上げます。

今回の規約の制定につきましては、善通寺市及び琴平町と共同で進めております学校給食センターにおいて、学校給食に関する事務を共同して管理及び執行しようとするため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により規約を定め、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会を設置することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

規約につきましては、2ページからをご参照ください。

第1条において、本協議会の設置について定めており、先程も申しました善通寺市、琴平町、多度津町は、学校給食に関する事務を共同して管理し及び執行するため、地方自治法第252条の2の2の規定に基づき、協議会を設置することとしております。

第2条では、協議会の名称を定めており、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会としております。

第3条では、協議会を組織する市町を定めており、善通寺市、琴平町、多度津町で組織するとしております。

第4条では、協議会の担任する事務について定めており、学校給食施設の設置、管理に関する事務、学校給食の運営に関する事務等を担任することとしております。

第5条では、協議会の事務所について定めており、事務所を善通寺市内に置くこととしております。

第6条では、組織について定めており、協議会に会長及び委員5人をもって組織することとしております。

第7条では、会長について定めており、1市2町の長が協議して定めた1市2町の長をあてることとしております。

第8条では、委員について定めており、会長となったものを除いた1市2町の長と教育長をあてることとしております。

第9条では、会長及び委員の任期等について、第10条では、会長の職務代理者についてさだめております。

第11条では、協議会の担任する事務に従事する職員について定めており、職員の定数及び1市2町の配分については1市2町の長が協議により定め、職員は1市2町の職員のうちか

ら選任するものとしております。

第12条では、職員の職務について、第13条では、事務処理のための組織について定めております。

第14条では、協議会の会議について、第15条では、会議の招集について、第16条では、会議の運営について定めております。

第17条では、関係市町の長の名においてする事務の管理及び執行について定めており、協議会がその担任する事務を1市2町の長の名において管理し執行する場合は、1市2町の協議により当該事務に関する一つの市町の条例、規則等を当該事務に関する条例、規則等とみなし当該事務を管理執行することを定めております。

その他その条例、規則等を改廃しようとする場合の協議や改廃した場合の通知についても定めております。

第18条では、経費の支弁の方法について定めており、協議会の事務の管理及び執行に要する費用は1市2町が負担することとしており、経費の負担額については1市2町の長が協議により決定することとしております。

第19条では、歳入歳出予算について、第20条では、歳入歳出予算の調製等について、第21条では、予算の補正についてを定めております。

第22条では、出納及び現金の保管について、第23条では、協議会出納員について、第24条では、決算等について定めております。

第25条では、財産の取得、管理及び処分の方法について定めており、協議会が担任する事務用に供する財産に関しては1市2町が所得または処分するものとし、当該財産の管理は協議会が行うこととしております。

第26条では、契約について、第27条では、その他の財務に関する事項について定めております。

第28条では、事務処理の状況の報告等を定めており、毎年度2回以上、協議会の事務処理状況を1市2町に報告することとし、1市2町の長が協議して定める市町の監査委員が協議会の財務の事務の執行、経営の事業管理について監査を行うこととしております。

第29条では、関係市町の長の監視権について、第30条では、費用弁償等について、第31条では、協議会解散の場合の措置について、第32条では、協議会の規程について定めております。

なお、附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第25号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。